

区・自治会の運営状況等に関するアンケート結果報告

湖南省地域代表者会事務局（地域創生推進課）

令和4年（2022年）10月

調査対象

湖南省全 43 区長

調査方法

令和 4 年度第 3 回湖南省地域代表者会議定例会議にてアンケートを配布し、WEB アンケートフォーム、メール、FAX、アンケート用紙で回答を回収。

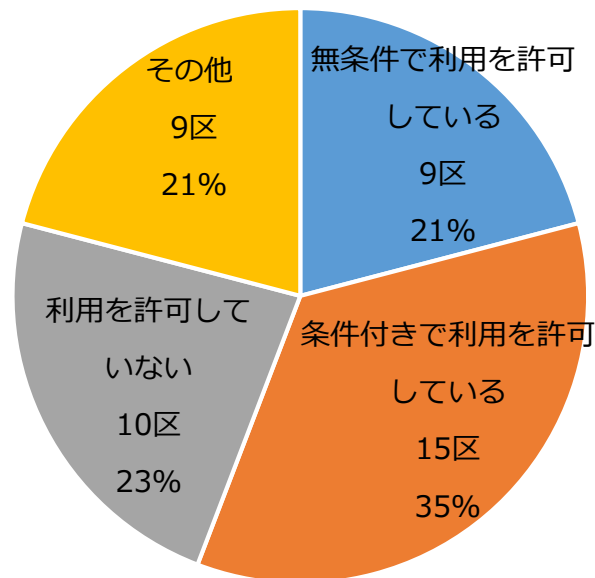
調査期間

令和 4 年 8 月 10 日（水）～令和 4 年 8 月 31 日（水）

回収率

100%

問1 区・自治会未加入者、脱退者のごみステーションの利用について



その他の回答

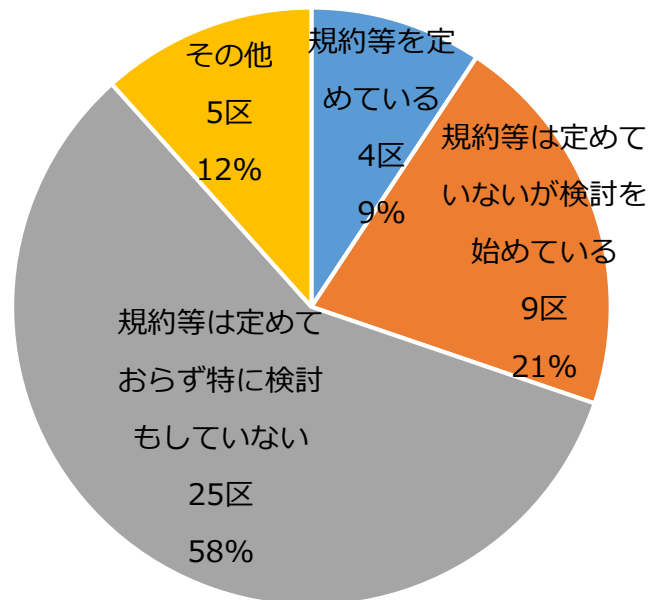
【一定の条件で利用を認めている意見】

- ① 原則、利用を許可していないが、区費減免の高齢者などに対しては許可している。
- ② ゴミステーションの掃除には参加することを条件に利用を許可している。
- ③ 場合によって黙認（福祉施設等も含め）。
- ④ 組外となった家でも、設置の際、費用負担をされている家は引き続き利用を許可している。

【その他の意見】

- ① 加入者 811 世帯（1 住戸 2 世帯の場合 1 世帯カウント）で未加入者は 12 世帯。（未加入者は高齢者単身者がほとんど若年者は数名）高齢者は当時の役員が加入を促すも未加入のまま。ここ数年の脱会者には許可しない旨通告している。現状は未加入者の使用については黙認状態、一部の会員から使用しないように要求はあるが、禁止の措置（行為）は取れない。（ステーションには会員以外使用禁止のステッカーを去年から貼っている。貼付後、脱会予備軍から反発の声が多い。）
- ② 区で統一のルールは定めておらず、各組に任せている。
- ③ 公然と許可もしていないし、不許可もしていないので、結果として未加入者のほとんどが利用している。

問2 区・自治会未加入者、脱退者のごみステーションの利用に関する規約等について



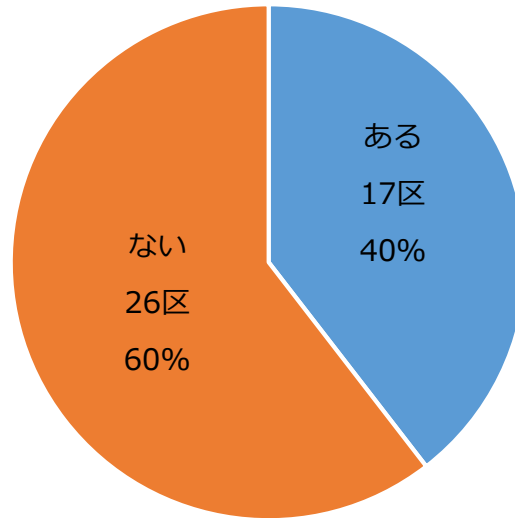
その他の回答

- ① 各自治会で規約を定めている所もある。
- ② 自治会離れや高齢化も進むなか難しさはあるが、決め事を明確にして規約化の必要があると感じている。
- ③ ゴミステーションの設置、維持、管理は自治会がしているので自治会員が使用できるとの解釈。
- ④ 規約は定めてないがごみステーションごとに当番（責任者と当番：輪番制）を決めており其々による判断としている。
- ⑤ 未加入者、脱退者に利用許可の説明をしている。

特に検討していない区の意見

- ① ごみステーションの使用は可能、清掃当番をすること。未加入者の自由を認める。自由、平等、公平、民主主義など正義の価値観で社会に分断の対立を招かない。多様性を認め対話し、寛大な精神で争わず仲良く暮らす。
- ② 各組(班)で独自に対応している。
- ③ トラブルが頻繁に起これば検討する。住民の善意で成り立っている間は検討しない。

問3-1 これまで区・自治会未加入者、脱退者の
ゴミステーションの利用についてトラブルが発生し
たことはありますか



問3-2 それはどのようなトラブルで、どのようにして解決
しましたか。 ※問3-1で「ある」と回答した区のみ

【未加入者・脱退者に関する問題】

- ① 加入者ではない人の不法投棄が多くて困っている。
→原則として組加入者を対象としている旨を説明し納得してもらった。
- ② 個人の土地にゴミステーションを置かせてもらっているが、その個人の世代が変わり、ステーションをどけてほしいと言われている。
→未解決
- ③ 自治会脱会者がステーションの掃除をせず、不公平だとの苦情がある。
- ④ 自治会未加入者が自宅近くのゴミステーションを利用していると区民より苦情があった。
→未加入者と話し合いの結果、掃除当番に参加するとの了解を頂いた。
- ⑤ 未加入者がルールを守らない時もあり苦情が出ている。

- ⑥ 未加入者のゴミがステーションに置かれていた。
→ゴミステーションの担当を決め、ゴミステーションにカギを付けて管理している。

【未加入者・脱退者に限らない問題】

- ① 指定日以外の日にごみを出されている
→掲示し注意喚起
- ② 粗大ごみ(収集不能ごみ)を出されている
→各自治会で処理(免除申請)
- ③ ゴミ回収用コンテナを開放状態にすると、区別されずポイ出しされる。
→コンテナをチェーンで結束(うつ伏せで)施錠(一定の効果はあるがコンテナを開放する時はダメ)。
- ④ 分別されないゴミがコンテナに入っていた。
→防犯カメラを設置した組がある。
- ⑤ ゴミ出し指定よりもかなり前に出して回収されずに残されている。
- ⑥ 偽名又は無記名でルール通り出さない。
→対処方法なし。
- ⑦ 外部から捨てに来る。
→当番が一時保管せざるを得ない。
- ⑧ 明らかに近所の地区住民(外国人)が利用している。
→ゴミステーションが遠くて仕方ないと半ばあきらめて放置している。
- ⑨ 区内にいくつものアパート、ワンルームマンションがありそのほとんどにごみステーションが設置されていない。外国人も多く居住されており分別されていないものを粗大ごみで平気で捨てる人もいる。
→現在も解決されていない。区民の方が見回りや掃除をしてくれているので何とか維持されているがその負担は大きい。

- ⑩ 道路脇に有るゴミステーションに粗大ごみを廃棄された。
→区役員にて分別しリサイクルセンターに持ち込んだ。
- ⑪ 自治会のゴミステーションを無断で利用している苦情があった。
→未解決

【ゴミステーションの利用に関する問題】

- ① 組によっては、自治会加入者のみ利用可能と考えていた組長さんがいたが、説明をしたところ納得。
→以後トラブルなし。
- ② ゴミステーションは市民であれば誰でも使用できると主張し、脱会を公言している住民がいる。夜の時間帯にごみを出しているとのことで黙認の状態。
- ③ 市民税を払っているのに何故ゴミを市が回収に来るゴミステーションに入れることができないのか。
→ゴミステーションは自治会の会費で購入した自治会の所有物だからと説明。
- ④ 市から自治会にゴミ回収助成の交付金が出ているのに使えないのはおかしい。
→交付金の使用費目は多岐にわたり、高価なゴミステーションは買えない。市がごみを回収する時間に直接本人が業者に手渡しをお願いする。
- ⑤ ステーション使用の負担金を出すので使わせてほしい。
→(脱会者に)自治会としては、ゴミだけの負担金は考えにくい、外灯・美化作業・安全活動等の共益費の負担を含めた協力金が必要と考える。
※現実としては理論上、両者平行線。実態は脱会者のごみ捨てを黙認の状態。自治会として共益費を払ってもらうという観点からルールを明確にする必要があると認識している。負担依頼の金額をいくらにするか等の突っ込んだ議論は出来ていない。

問4 区・自治会の加入促進（または脱退防止）のためにどのような取組を行っていますか。

→問5 問4の取組みにはどのような効果があり、またどのような課題がありますか。

【新規加入者や転入者への取組み】

- ① 新規加入者には自治会長及び近所の人が入会を希望している。
→旧在会の加入率は高いが団地は加入率が低い。最近は団地の高齢化が進み脱退者が増えている。

- ② 新築、転居、転入者への加入勧誘を各組（長）に要請し加入促進に努めている。
脱会意思の強いお宅への残留説明を、組長へ努力願っている（あまり効果は得られない）。
→新築、転入に関しては効果ありと判断しているが一旦脱退をした家族に対する復帰を促す活動を行わないと会員増は難しい。各組においては役が回ってくると委員会活動で束縛されるのがイヤという言葉が聞こえる状況。いかに魅力や楽しみのあるコミュニティづくりや区の運営をするかが課題と考える。

- ③ 転入者に対して、あいさつ状、区運営や神社位置図、地縁団体にかかる区申込書、世帯台帳などを区長または町役が個別訪問の上、区の必要性を説明して区加入並びに町内会の加入促進に努めている。（既存町内会、一戸建て住宅を対象としている）

- ④ 新興住宅地は入居時に加入依頼に役員（各町役が基本）が行っている。
→大半が加入頂いているが拒否される方もおられる。理由を聞くと不動産会社がどちらでもよいと説明されたので加入必要ないと判断されている。市役所担当課からも不動産業者に区・自治会への加入の必要性を要請願いたい。

- ⑤ 数年前に団地（約30軒）に対して説明会を開催したが、一部の強硬な反対により加入されなかった。数年前に約20軒の新住宅に対して加入促進のビラを配布したが全く反応なし。
→区に加入＝区費・組費・社協等の募金の支払いが発生するので加入しない。河川愛護デーなど奉仕作業に出なくてよい。加入しない方が楽でよい。

- ⑥ 転入者へは自治会入会の案内文書をもって訪問し、その文書で自治会（活動内容・会議等）について説明して入会の勧誘をしている。
→効果については不明（入会の可否はまちまち）。高齢者家族は、経済的理由により脱退したいと思っている自治会員もおり課題である。
- ⑦ 新規転入者が転移してこられたら声掛けをしている。未加入者については民生委員さんと連絡を取り合っている。
→独居宅（一人暮らし）高齢者宅、声掛けで加入者を増やす取り組みをしている。
- ⑧ 新規入居者には自治会入会を組長から説明し促している。
→入会率 90%を超えている。
- ⑨ 特に何もしていないが組長さんが加入申請書を持って行っている。加入月の自治会費は無料にしている。
→ほとんどの新規入所者は自治会に加入されている。
- ⑩ 新しく引越してこられた方には区の事業の状況を説明して区に加入してもらえようように勧誘している。
→今年、3世帯加入していただいた。新しく引越してこられる人にはぜひ自治会に加入してほしいと思うが、いい人達ばかりとは限らないので悩ましいところがある。
- ⑪ 組長にお願いして組内に引越してこられた場合、区に連絡いただくようにしている。すぐに区（三役）が訪問して加入してもらうように説明をお願いしている。
→引越しされてくるということは、気持ちも新しい生活の場ですので新しい自治会の話（説明）を聞いてもらいやすいと思う。但し借家（アパート）の方々はどうしても家主との入居連絡のタイミングがうまくいかず、訪問も消極的となり、また入居者の加入の意識も低いと思う。
- ⑫ 区への加入促進では新しく入居された家へ区長あるいは組長が入区の誘いをし、入区の意味を伺っている。その意思がある場合は区広報誌で区の実情の概要やごみステーションの場所、ゴミ出しの注意事項などを説明し、区役員名簿やその連絡先、区年間行事予定を手交するようにしている。
→区へ入居しても、これまで区加入の誘いがなかったという世帯も区への加入の誘いを入居後速やかに行うことにより区への加入促進を図ることができる。しかし、マンション、アパートなどに住まいされている世帯へは、ほとんどが加入されていない

ため区への加入の理解が得られにくい。

- ⑬ 基本的にアパート、家賃等の管理者がいる物件については加入のための活動は行ってない。ただ、地区に住民票を置かれたときは市からの移住者への案内により区長へ連絡があった場合は加入要請を行っている。連絡ない場合は、地域住民の情報によりアパート、家賃等の物件以外は自ら出向き対面で確認している。
→新しい住民が加入することで従来からの習慣の見直しが図れる。農業関係、寺社関係等の区民がほとんど関係する事業について新住民との疎外感を払拭したい
- ⑭ 当自治会は、10ブロックに分かれて、各ブロックに班長がいる。各ブロックに新しい住人の方が入居されたら同ブロックの組長が自治会について説明等をしている。
→ほとんどの方は自治会に加入されるが、未加入の方もいる。未加入の方についてはどのような対応をすれば良いか、今後の課題。
- ⑮ 慶弔費の見直しを行い転入者には転入祝い、出産祝い等で若い世帯に加入を促す。
→アパートなどの転入者の把握が難しい。
- ⑯ 新規居住者に区規約と入会案内書を配布している。担当組長に説明と案内をしていただいている。
→基本的に戸建て住居入居者は区に加入していただいている。一部アパート管理者に協力していただけないところもあるが、アパート等入居者は準会員として加入していただいている。
- ⑰ 新規入居者へは組長による説明をしている。説得できない場合は区長が説明に行く。また、不動産会社に区の規約を渡し、転入者に自治会に入るよう契約書等で促進している。脱退事例は今のところない。
→ほとんどの入居者は自治会に加入いただいているが、数件拒否をされているところもある。加入は希望者だけと思っている。市からの自治会加入の文書があれば強く言えるので絶対必要。また、外国人の加入促進の文書（ポルトガル語翻訳版等）も作成してほしい。
- ⑱ 新規入居者に対しては区の会則を渡し現状説明している（会則、班長紹介、ゴミステーションの場所）。外国人の入居者に対しては、借家の場合、家主に連絡し入居の手続きをする。
→高齢化が進んでおり、独居や夫婦とも認知が衰え、ゴミ区分が大変である。高齢化が進むと脱退者がこれから出てくるのではないかと感じる。

- ⑱ 転居者には訪問し近隣の方の紹介等を行っている（組代表等）。また、民生委員さんや女性部との訪問を行っている。
- 対話からその方や家族の事等が聞け、子ども達ともコミュニケーションがよくなる。課題は、多くの方が当地へ来られての不安等をなくしてあげ、当団地に来てよかったと思っていただくこと。

【既存会員や脱会希望者、既存住民への取り組み】

- ① 近所付き合いを良くするために自治会行事を中止しないようにする。適材適所に役割分担をする。
- 交流の場が生まれ親しくなる。帰属意識を高める。
- ② 脱退の場合は本人・組長・自治会長・区長で脱退理由等を聞き取りして留まるように伝えている。
- 脱退者の場合、だいたい脱退の決意は固く聞く耳をもってくれない。脱退が友達親戚に飛び火しているように感じる場合もある。高齢者の脱退理由は年齢による体の不調で自治会活動に参加できないことが多い。
- ③ 未加入者への声掛け、訪宅を行っている。
- 今年は6月ごろ訪宅させていただいた家が加入された。
- ④ 説得は試みているが既に決めている場合が多い。
- 自治会に入るということは会費のことだけでなく、当番や美化運動などの奉仕作業、区の役に指名されるなどの負担が出てくるので、生活に特に支障がないうちは必要ないと考えられている。敬遠されていると感じる。
- ⑤ 非自治会員は10名強で少ない。脱会防止策として、地域に果たしている自治会の役割のPR。自治会員以外のごみステーションが使えないというルール自治会内の徹底（非加入者のゴミ捨て容認とは裏腹になる。）高齢者の自治会行事・クラブ活動等の社会参加活動の積極推進（自治会は楽しい、友達が作れる）。若い子供のいる世帯向けの催事を増やし、同世代間の交流の場を増やす。
- 同好会活動を含め高齢者の社会活動参加は多い自治会と思うが、家に引きこもりがちの高齢者の参加促進は難しい。民生委員に勧誘努力をお願いしている。若い世代が主体となる自治会活動づくりが必要。そのためには老若間、若者同士の交流の場が必要だが、コロナで活動が制限されている。

- ⑥ 区の加入促進については取り組んでいない。直近5年間に十数件の脱退者が発生している。その都度、区長としてヒヤリング(理由等)を実施し防止に努めている。
- ⑦ 所得税非課税の世帯には自治会費の50%減額を行い、金銭的な理由での脱会を防止している。
→金銭的な理由による脱会を防止する効果はあるが、そのような問題を抱えていることを知られたくないといった方々がどれくらいおられるのかが不明。自治会班長には知られないように名前を伏せて民生委員経由での減免申請を実施している。
- ⑧ 子ども会に入会できない、ごみステーションが利用できないなどデメリットを自治会長と区長が脱退者に説明している。
→効果なし
- ⑨ 班長への免除の目安を役員で示し、運用は各班に任せている。内容は脱退防止策として、75歳以上を役員免除とし、新規加入3年未満の世帯も役員免除(但し、4年目には任についてもらう)。加入促進として、子ども行事を充実させて若い世代に加入を促す。
→まだ、はじめたところであるため、効果はわからない。また、行事がコロナ禍で実施できていないものがある。
- ⑩ 区(自治会)の活動内容や意義、区費(自治会費)の使途などを説明し、地域コミュニティの重要性を説明するが加入への強制は出来ない。
→特に若い世代の人は区(自治会)の役員負担など、メリットよりもデメリットを感じるよう加入されない。脱退される人が少しずつ増えている。

【その他の取り組み】

- ① 開発業者に区加入という条件を提示して頂いている。
→古くから区に在住されている未加入者へのアプローチができない。
- ② 入居時において業者の方に自治会加入の必要性を、自治会加入の際の費用等については家主に説明をし会員になってもらうようにしている。
→現状では概ね自治会に加入してもらっている。しかし、高齢化が進む中で脱退希望者が増加することが予測され課題としなければならない。

- ③ ゴミステーションの管理、防犯灯の管理、回覧等の広報活動、地域の交流事業等、自治会活動の有意義性をPRしている。訃報のお知らせを昔から実施しているがコロナ禍で身内だけの家族葬がほとんどで近所の助け合いの場が減少している。時代の流れを感じている。
→地域の連帯を目的としているが、拘束されているという意識が強くなってきている。
- ④ 個人情報、個人の自由に対する限界(勧誘訪問をして加入促進)
→加入には至らなかった。理由としては、地域の役や行事に参加したくない、区費を払いたくない、現在加入していないが特に問題がない等の意見があった。自然の流れの結果。
- ⑤ 今後検討の予定。非加入者に対する検討委員会を、今までの会長、副会長経験者を参集して検討予定。